第4章 早期復旧と復興の加速化に向けた取組

第1節 早期の用地取得対策

第1項 復旧・復興事業の用地取得の状況

平成28年3月31日時点の取得筆数ベースでの取得率は、災害復旧事業が72%、復興事業が56%、計64%である(参考:平成29年3月31日時点:災害復旧89%、復興76%、計82%)。

災害復旧・復興事業に要する用地 12,754 筆 (沿岸の3土木事務所計 12,015 筆)



平成 28 年 3 月 31 日時点

図 4-1 復旧・復興事業の用地取得の状況



図 4-2 災害復旧事業用地取得の推移



図 4-3 復興事業用地取得の推移

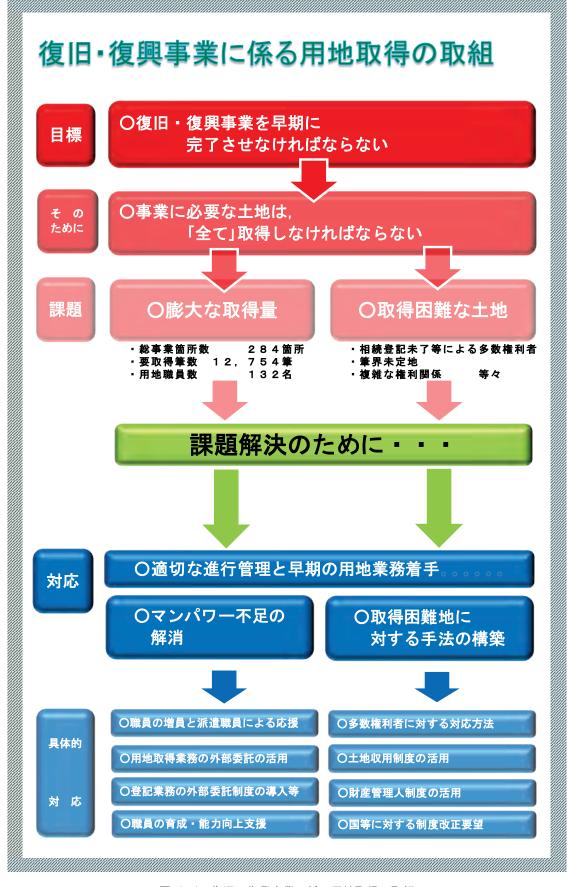


図 4-4 復旧・復興事業に係る用地取得の取組

第2項 早期用地取得のための取組

1. 土地情報の共有化

被災 15 市町の 136 地点で平成 24 年 4 月 1 日時点における不動産一括鑑定評価を実施し、震災補正率判断基準の統一化と県内における価格バランスを確保した。この情報を被災市町に提供するとともに、同年 4 月 18 日には「土地評価情報連絡会議」(東北地区用地対策連絡会連宮城県支部)を開催し、一括鑑定を行った不動産鑑定士から、評価結果の解説や震災補正率の考え方などについて、被災市町等に説明を行った。当該一括鑑定評価の結果は、以後の被災地域における土地価格水準の目安となった。

なお、県及び被災市町等が徴した不動産鑑定評価書については、東北地区用地対策連絡会を通じて、情報の共有化を図った。

2. 建物移転料再積算業務の効率化・迅速化

従来,前年度の「補償金算定標準書」に定める補償単価により算定した額で契約できる場合は6月末までとしていたが(平成22年4月22日付け土木部長通知),前年度から継続交渉を行い6月末までの契約を見込んだが、地権者の事情(家族内で結論が出ない、会社内での決裁が遅くなった等)により結果的に7月以降に契約締結となった場合は、前年度単価での契約もやむを得ないこととした。

第3項 マンパワー不足の解消対策

1. 用地担当職員の増員と自治法派遣職員による応援

平成25年度以降,各都道県から毎年約30人の派遣職員の御支援をいただき,主に被害規模の大きかった沿岸部の3土木事務所の用地取得業務に御尽力をいただいている。

表 4-1 用地職員の推移

(人)

事務所	H22.4.1	H23.7.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1
仙台土木事務所	16	15	15	26	30	30	27
東部土木事務所	5	5	7	15	22	27	33
気仙沼土木事務所	4	4	7	18	24	23	26
7土木事務所合計	46	47	51	80	99	104	109
自治法派遣職員				30	33	29	32
再任用職員	2	2	5	6	7	8	7
任期付き職員					7	12	12

2. 用地取得業務における外部委託の活用

平成25年度から用地交渉そのものを補償コンサルタントに委託する用地補償総合技術業務を導入した。 委託による効果としては、契約実績の成果はあり評価できるものの、難航地権者等については最終的に職 員が交渉を続けた。併せて、土地開発公社に対し公共用地取得業務と多数共有地や数次相続発生地など多 数権利者が存する土地の処理等に関する業務の委託を行った。

職員が業務の管理監督(受託者からの対応協議とその指示など)にあたり、契約締結時には対応が必要となるなど、職員の負担が一定程度生じることから、さらなる効率化が必要である。

なお、さらなる外部委託の活用として、用地補償総合技術業務などの用地関連業務を監理するための用 地監理業務を新たに委託している(平成 27 年 7 月以降 3 件発注)。

表 4-2 用地補償総合技術業務及び公共用地取得業務委託実績

契約年度		委託量		委託実績		
天初十及	契約数	権利者数	契約筆数	契約数	権利者数	契約筆数
平成25年度	5	384	97	5	286	93
平成26年度	13	745	865	13	384	623
平成27年度	16	728	966	16	141	183

※平成27年度委託は平成28年度に繰越し業務継続

表 4-3 多数権利者が存在する土地の処理等に関する業務委託実績

契約年度		委託量						
关羽	業務数	権利者数	対象筆数					
平成25年度	1	131	1					
平成26年度	3	958	4					
平成27年度	3	517	4					

用地補償総合技術業務 実施フロー図

業務内容	対象権利者	受託者	発注者
打ち合わせ協議		打 合 せ 協 議	
概況ヒアリング		概況ヒアリング 発注者から受注者へ以下の項目を説明し、 料を貸与する。 受注者は説明内容を把握し、関係資料を受 ・事業計画の概要 ・取得等の対象となる土地の概要 ・移転の対象となる建物等の概要	
現地踏査 関係地権者の特定 補償金算定の照合	訪問日時の確 認等	地権者や補償内容等の把握 ・貸与資料の照合、把握 ・現地踏査 ・権利者への協力依頼	
用地交渉の方針の策定 用地交渉資料の作成 補償金明細書作成 用地交渉	調書の説明を 受けて確認 補償協議書の 提示、説明を 受けて受領 補償契約書案 の説明を受け 契約の承諾	用地交渉の準備 ・権利毎の交渉方針策定 公共用地交渉(1) ・土地調書・物件調書の説明、確認 ・公共用地交渉記録簿の作成、報告、協議 公共用地交渉(2) ・補償協議書(土地代金・物件等補償金)の説明 ・公共用地交渉記録簿の作成、報告、協議 公共用地交渉記録簿の作成、報告、協議 公共用地交渉に録簿の作成、報告・協議 公共用地交渉記録簿の作成・報告・協議	各段階に応じ報告を受け、協議・指示を行う
契約締結	契約締結 ◆		契約締結
用地交渉後の措置 移転履行状況等の確認後 の措置	移転等の履行◀	履行確認 ・移転履行状況の確認 →移転履行状況確認報告書の提出 ・必要に応じて履行期限延長の申し出が必要なことを説明 ・移転に伴う情報提供	

図 4-5 用地補償総合技術業務 実施フロー図

3. 登記事務の迅速化・効率化

(1) 内陸部土木事務所による支援

土地の権利調査や取得した用地の登記事務について、沿岸3土木事務所に対して、内陸の4土木事務所の登記嘱託員による支援体制を整備した(平成25年2月20日付け土木部長通知)。その際、沿岸3土木事務所ごとに支援する土木事務所を指定することにより効率的に作業が行えるよう配慮した。

(2) 土地家屋調査士協会, 司法書士協会との単価協定

登記事務の迅速化のために、平成25年度から土地家屋調査士協会及び司法書士協会と単価の協定を締結した。

【協定の相手先と登記項目】

- ○公益社団法人宮城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会・・・表示に関する登記 (表題,分筆,地積の変更・更正,地図訂正,所有者の表示変更・更正,資料調査)
- ○一般社団法人宮城県公共嘱託登記司法書士協会・・・・・権利に関する登記 (所有権保存,相続,所有権移転,用益権・担保権の設定,地役権・担保権の移転・処分,登記名義 人表示変更・更正,抹消・変更・その他)

表 4-4 登記業務委託実績 (平成28年3月31日時点 (筆数))

年度 区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合 計
土地家屋調査士	435	862	559	1,856
司法書士	62	578	396	1,036
合 計	497	1,440	955	2,892

【公共嘱託協会と協定を締結した理由】 個人の土地家屋調査士及び司法書士又は同法人では,多数の登記申請の委託業務を 処理することができないため、公共嘱託協会を委託先としたもの。 土木事務所 土木事務所 多数の登記の 多数の登記の 処理が可能 処理が不可能 公 共 嘱 託 協 会 個人調査士等 所 所 所 所 所 属 属 属 属 属 調 調 調 調 調 査 査 査 査 査 士 士 士 士 士 等 等 等 等 等

図 4-6 公共嘱託協会との協定締結

【委託契約の方法】

用地課が,前述公共嘱託協会と登記に係る単価協定を締結し各土木事務所(仙台,東部及び気仙沼土木)は,公共嘱託協会と業務委託契約を締結する。

各土木事務所は、登記手続が必要になった場合、公共嘱託協会に業務依頼を行い、 公共嘱託協会は業務完成品を納品し、完了検査を受け、支払請求を行う。

各事務所は月単位で委託料の支払いを行う。

※ 各事務所は1度の委託契約で、当該年度における登記処理について、その都 度入札手続を行わずに発注することができ、かつ、精算手続も要しない。

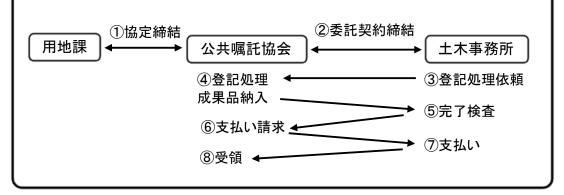


図 4-7 公共嘱託協会との委託契約

(3) 法務局との連携, 登記情報提供

分筆登記及び所有権移転登記の嘱託については、前述した対応を行うことにより迅速化を進めたが、その一方で法務局での登記処理は、国・県・市町村・民間から多数の申請があり、相当の期間を要する状況となっており、登記完了後に行う用地取得契約に係る補償金の完了払いに支障を来す状況になっていた。

そのため、国に対して登記処理迅速化のための対応を要望したほか(平成 26 年 7 月 24 日要望、要望内容は下記のとおり)、平成 26 年 9 月からは仙台法務局に対して、毎月 20 日までに翌月の登記申請予定筆数(本局、支局毎)を報告することとした。その後、法務局においては人員増による体制整備を実施し、処理期間の短縮が図られた。

要望文

<地方法務局の体制強化について>

国、県及び被災市町村が行う復旧・復興事業の進捗に伴い、事業用地取得に係る登記申請は、今後 も多数となることから、登記事務処理の長期化等による各種事業への影響が懸念されます。

つきましては、今後、事務が集中する期間中、法務局における事務官の増員等、復旧・復興事業の 進捗に影響が生じないよう必要な対策を講じるよう求めます。

4. 用地職員の育成支援、業務処理能力の向上

(1) 用地職員研修

用地職員の業務処理能力等のさらなる向上を図るため、特に災害復旧事業の用地取得における課題を的確に把握し、それを反映させることにより実践的な研修を実施することとした。

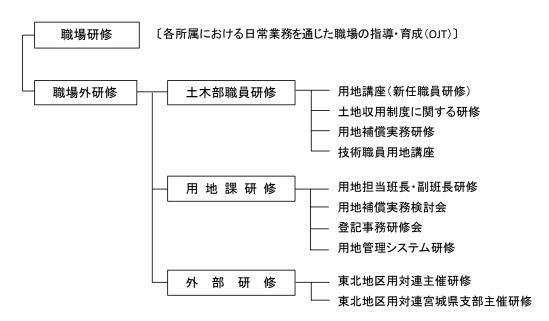


図 4-8 用地担当職員研修体系

(2) 市町支援

県主催の研修会について受講対象者を被災市町職員にも拡大することとし、被災市町が行う復旧・復興事業における用地取得業務の支援を行った。また、「被災市町に対する用地補償に関する相談会」を開催し(平成24年5月16日~30日)希望した8市町が抱える諸課題について、助言や指導を行った。(東部・気仙沼土木事務所管内は、現地にて実施。)

表 4-5 主な研修実績

(人)

研 修 名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
新配属用地職員研修				7 (-)	15 (-)
土木部職員研修(用地講座)	22	85(56)	101(56)	66(45)	85(56)
用地補償実務研修	26	44 (-)	_	-	17 (-)
用地担当班長・副班長研修	16	13 (-)	-	_	_
事業認定及び収用裁決申請研修会		70(21)	62(30)	121 (-)	86 (-)
用地取得にかかる手法研修				45(45)	37(37)

() は市町職員数

第4項 取得困難地に対する手法の構築

1. 文書による用地交渉の効率的な活用(数次相続,多数共有地への対応)

取得用地の登記名義人は、約8,000人でそのうち1割以上の方が亡くなっており、推定相続人(権利者)を含んだ権利者数は、約20,000人と見込まれた。多数共有地(入会林野的な山林など)でさらに相続が発生している土地などは、一筆の土地で数百人の権利者数となる土地も少なくなかった。

これらの権利者全てとの対面交渉は現実的でないことから、権利者多数となっている土地の取得については、土地収用法の手続を視野に入れながら、文書による交渉を行った。これまでも文書による用地交渉は行われていたが、さらに効率的となるよう任意での契約ができない場合は、文書による交渉結果により裁決申請に移行できるようなものとした(平成 26 年 11 月施行)。

事業への協力依頼文には、これまでの事業の取組状況、事業計画概要、登記名義人との続柄などとともに、権利者からの事業協力への意思確認のための回答用紙を送付した。権利者の中には登記名義人との関係が分からず文書そのものを不審に思う方も多かった。全ての権利者から同意が得られない場合は、集計結果も添えて再度事業への協力依頼を行い、それでも同意が得られない又は回答がない場合は、土地収用法を活用した手続に入ることを明記した。3回ほどの文書交渉を概ね6ヶ月程度で終了させることにより、大幅に交渉期間を短縮して裁決申請手続に移行することとした。

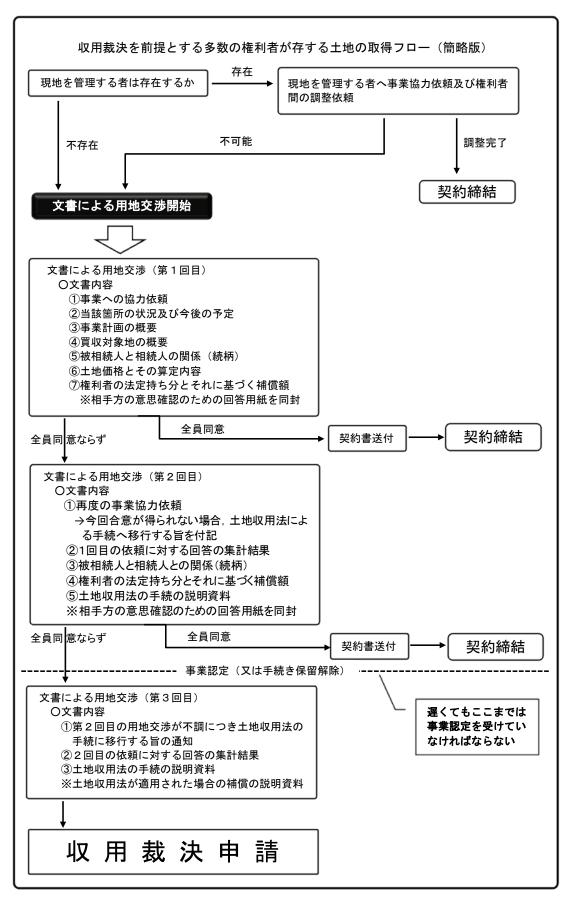


図 4-9 収用裁決を前提とする多数の地権者が存在する土地の取得フロー(簡略版)

2. 土地収用制度

(1) 事業認定3年8割ルール不適用、早期事業認定申請着手

任意交渉による用地取得が困難と見込まれる事業箇所について、収用に向けた事業認定手続きが必要と 判断した箇所については、いわゆる「3年8割ルール(幅杭打設後から3年経過又は用地取得率8割)」に よることなく、国(事業認定庁)と協議しながら申請に向けた準備を進めた。

事業認定に続く裁決申請の作業は、通常用地の取得に追われ、なかなか着手できない状況でもあったため、事業認定の申請にあたっては基本的には手続保留も合わせて行うこととした。

なお、事業箇所によっては手続保留が認められない場合もあるが、裁決申請が間に合わず事業認定の失効の可能性がある場合は、事業認定申請時期を調整した。

平成28年3月末時点,12件の事業認定申請,4件の収用裁決申請が行われ,1件の収用裁決がなされている。

事業	平成25年度			平成25年度 平成26年度					平成27年度			
区分	事業認 定申請	事業認 定告示	収用裁 決申請	収用 裁決	事業認 定申請	事業認 定告示	収用裁 決申請	収用 裁決	事業認 定申請	事業認 定告示	収用裁 決申請	収用 裁決
河川	1				1	1			1	2	1	
海岸					1				1	2	1	
道路	1	1			2		1	1	4	4	1	

表 4-6 事業認定及び収用裁決の状況(平成28年3月末時点)

収用裁決申請1件取り下げ(道路)

(2) 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置(復興庁)の活用

東日本大震災復興特別区域法等による特例として、裁決申請における添付書類の一部(土地調書)を省略することが可能となった(平成26年5月1日施行)。土地調書の作成前に裁決申請し、緊急使用の申立を行うことにより復興事業の迅速な実施(工事施工)を行うというものであるが、平成28年3月末時点、制度を活用した申請はない。

(3) 不明裁決申請に係る権利者調査のガイドライン

土地収用法に基づく裁決申請にあたり、土地の所有者が不明であり、起業者が過失なく知ることができない場合は、所有者を不明として裁決の申請ができるとされているが、このことについて、権利者調査のガイドラインが国から示された(平成 26 年 5 月 23 日付け国土交通省総合政策局総務課長通知)。

所有者調査の方法や範囲について一定程度の取扱いが示されたことで、実際の事案においても数百名の 調査を不要としたものもあるなど効果が見られた。

【ガイドラインの概要】

- 1. 不明裁決制度の概要
- 2. 起業者による調査
- ○権利者調査のプロセスを整理

ステップ1:登記記録の調査

ステップ2:住民票・戸籍等の調査

○不明裁決申請に至るケースを分類し、合理的な範囲内での調査となるよう整理

ケース1:権利者の氏名や住所が不明である場合

ケース2:権利者の所在が不明である場合

ケース3:権利者が国外にいる場合 ケース4:権利者が死亡している場合

ケース5:権利者間で持分の争いがある場合

- 3. 収用委員会による職権調査
- ○収用委員会は、必要以上に裁決手続を長期化させることとならないよう、調査の効果や必要性を 考慮して調査の要否を判断すべきことを明示



図 4-10 権利者調査の流れ(例)(復興庁資料より抜粋)

3. 財産管理人制度

国が財産管理人の候補者(弁護士、司法書士)を確保することで申請者が候補者を捜す手間が不要になったこと、提出書類の柔軟化が図られたことから、選任手続が短縮(通常 $1 \circ f \rightarrow 1 \sim 2$ 週間)となり、権限外行為の許可を経て売買契約まで $3 \sim 4$ 週間で可能となった。

申請費用についても示され(10万円程度),県では用地取得が目的であれば県が利害関係人として申立てることができるものとし,予納金が生じた場合でも県の負担で申立てを行った。

行方不明者の場合、震災前においては土地収用法による取得を検討していたが、財産管理人制度が短期 間で費用も安価であることから積極的に活用している。

活用実績(平成28年3月末時点)

不在者財産管理人 12件 / 相続財産管理人 6件

4. 被災3県用地確保対策連絡会議

被災3県(岩手県,宮城県,福島県)の用地確保の状況と課題,対応策などについての意見交換を継続的に行った(平成25年11月1日から平成26年11月26日まで連絡会を4回開催)。

第2節 受注環境改善と施工確保対策

第1項 施工中の工事等への適切な対応と円滑な応急工事の執行に向けた取組

1. 施工中の工事等への適切な対応

本震災においては、供用中の既存施設のみならず施工中の工事現場も甚大な被災を受け、津波による施工現場や資機材の流出などにより、工事を続行できなくなる事態が発生した。

また、被災していない工事や建設関連業務においては、優先度の高い応急工事や、災害復旧のための調査設計等への対応に向けた早急な動き出しが必要な状況にあった。

このような状況を受け、震災直後に、被災の程度に応じた施工中の工事・建設関連業務の取扱い等を示す通知を発し、発注者として適正な取扱いの確保を図ったものである。また、このことにより、受注者としての資金面での安心や施工体制の確保が可能となり、応急工事等への円滑な初期誘導を図ることができた。

(1) 施工中の工事・建設関連業務の取扱い

震災直後の平成23年3月16日に、被災の有無、被災の程度によりケースを区分し、工事中止、出来高払い、打ち切り清算などの考え方を示した通知を発するとともに、3月28日には、その運用をとりまとめた通知を発し、発注者における取扱いの適正化を図った。

(2) 受注者損害額と負担額の算定方法等

請負工事においては、工事請負契約書第29条に「不可抗力による損害」として、工事目的物の引渡し前に、天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(不可抗力)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときの取り決めが記されている。

本震災においては、広域的に多数の工事で被害を受けたことから、損害額の調査を進めるにつれ、その 算定に、相当の期間を要することが想定され、それにより、応急工事等の初動にも影響が出ることが懸念 された。

そのため、平成23年5月に新たに損害額等の算定要領を定め、損害額等の適正かつ迅速な算定を図ったものである。内容としては、損害要件や積算方法等を具体に示すとともに、工事目的物、工事材料等の損害額の算出例も示し、また、それらの運用通知も別途発したものである。

第

2. 円滑な応急工事の執行に向けた取組

未だかつて経験のない膨大な応急工事への待った無しの対応が求められるなか、執行手続きの迅速化、 津波によってもたらされた想像を絶するがれき撤去への対応,そして,応急工事を支える資材の確保など の取組を、手探りの中、的確かつ迅速に打ち出すとともに、関係機関等との一致団結した連携により、円 滑な応急工事の執行を図った。

(1) 迅速な執行手続き

膨大な応急工事の円滑な執行に向け、調査設計や応急工事の執行における手続きや、緊急時の見積期 間、業者選定の考え方について取りまとめたものを、震災直後の平成23年3月17日に通知し、執行手続 きの迅速化を図った。

(2) がれき撤去への対応

震災直後の現場での最初の対応であるがれき撤去について、積算歩掛等の基準が定められていないこと から、関係機関からの情報収集と合せて施工実態調査を行い、道路及び河川・海岸別に結果を取りまと め、平成23年5月に積算基準を策定した。

内容として、道路については、標準歩掛等を策定することができたが、河川・海岸については、現場条 件や施工形態が多種多様であり,あくまでも参考資料としての提示にとどまった。

(3) 応急対策資材の確保等

応急工事の早急施工のために,大量の大型土のうが必要となることから,関係機関・団体との応援協定 に基づき、相当数の大型土のうを確保した。

災害査定における設計計上方法については、国土交通省と協議し、平成23年12月に「船舶及び機械器 具費」で計上することで統一した。

第2項 本格的な復旧・復興事業の円滑な施工確保に向けた取組

膨大な復旧・復興事業に対する円滑な施工確保のため、国が講じる様々な取組について、宮城県においても速やかに対応するとともに、宮城県独自に、国、市町村及び建設産業界等と連携を図り、入札契約制度の運用改善、復旧・復興事業の施工確保について、できる限りの対策を講じてきた。

1. 平成 23 年度から平成 28 年度までの制度改善等一覧

平成28年度末までの5年間で実施した入札契約制度に係る震災特例措置の一覧は下表のとおり

表 4-7 平成23年度から平成28年度までの入札契約制度に係る震災特例措置一覧

年度	目的	区分	取組内容	施行年月日等
平成23年度	国通知		◆前金払いの特例(全事業)	平成23年6月1日
	受注者の 資金繰り対策		・地方自治法により規定されている前金払割合の上限を1割引 上げ	
			・工事:4割→5割,建設関連業務:3割→4割	
		県独自	◆総合評価落札方式(特別簡易型)の導入 (復旧・復興工事のみ)	平成23年6月1日
			・施工計画等の提案を省略	
	入札契約制度の 簡素化・迅速化		・被災者等の雇用や施工地の地元企業に加点評価	
		県独自	◆低入札価格調査の簡素化・迅速化(復旧・復興工事のみ)	平成23年6月1日
			・誓約書の提出により、履行能力確認調査を省略	
	県独自 入札不調対策		◆入札不調案件に対する再入札の簡素化 (復旧・復興工事のみ)	平成23年12月21日
			・再入札、再々入札における指名競争入札、随意契約の適用	

年度	目的	区分	取組内容	施行年月日等
平成24年度		県独自	◆総合評価落札方式(特別簡易型)の適用範囲の拡大 (復旧・復興工事のみ)	平成24年4月1日
	入札契約制度の		・適用工事を3億円未満から5億円未満に拡大	
	簡素化・迅速化	県独自	◆施工体制事前提出方式(オープンブック方式)の緩和 (全事業)	平成24年10月15日
			・予定下請負人を変更する場合の下請承認の緩和	
		県独自	◆地域要件設定の拡大(復旧·復興工事のみ)	平成24年4月1日
	入札不調対策		・当初発注の入札参加条件の地域要件設定を, 地域ブロックから県内全域(県内本社本店)に拡大	
	ノヘイロイト副リンプス	県独自	◆等級別発注可能金額の引上げ(復旧·復興工事のみ)	平成24年4月1日
			・A等級は3億円(基本1億円), B等級は1億円(基本3千万円)まで発注可能金額を引き上げ	
	計画的な	県独自	◆「発注見通し」の公表頻度の見直し(全事業)	平成24年4月1日
	入札参加の促進		・年2回の公表を年4回(4月,7月,10月,1月)に拡大	
	震災貢献に	県独自	◆総合評価落札方式における東日本大震災での対応実績の加 点評価の導入(全事業)	平成24年8月1日
	対する評価		・総合評価の価格以外の評価において、震災での応急対応や がれき撤去などの実績を加点評価	
平成25年度		県独自	◆最低価格落札方式の適用(全事業)	平成25年4月1日
			・1億円未満の工事について最低価格落札方式を適用(総合評 価落札方式の適用除外)	
	入札契約制度の 簡素化・迅速化	県独自	◆施工体制事前提出方式(オープンブック方式)の緩和の拡充 (全事業)	
			・1億円未満の工事について,予定下請負に係る記載を緩和	平成25年4月1日
			・1億円以上の工事について,予定下請負に係る記載を緩和	平成25年9月1日
		県独自	◆予定公告の公表(全事業)	平成25年10月1日
	計画的な		・5億円以上の工事について、県競争入札委員会終了後、入札 公告の1週間前に予告をホームページ掲載	
	入札参加の促進	県独自	◆「発注見通し」の公表の拡充(土木部事業のみ)	平成26年2月14日
			・次年度発注予定のWTO対象工事と発注者支援業務の公表の 前倒し(4月→2月)	
平成26年度		県独自	◆最低価格落札方式の適用の見直し(全事業)	平成26年9月1日
	入札契約制度の 簡素化・迅速化		・1億円未満全工事としていた最低価格落札方式の適用(総合評価落札方式の適用除外)を,1億円未満の土木一式工事,建築一式工事,災害公営住宅建設に係る電気工事,機械器具工事,管工事のみの適用に見直し	
	計画的な	県独自	◆「発注見通し」の公表の拡充(±木部事業のみ)	平成27年2月13日
	入札参加の促進		・前倒し公表の対象工事をWTO対象工事から5億円以上の工事に拡充	

平成28年度末までの6年間で実施した施工確保対策に係る震災特例措置の一覧は下表のとおり。

表 4-8 平成 23 年度から平成 28 年度までの施工確保対策に係る震災特例措置一覧

年度	目的	目的		取組内容	施行年月日等
——————————————————————————————————————	大別	細別	区分	AZ WILL J. T.	地门十万口寺
平成23年度	技術者等の 確保	技術者等の 配置要件の 緩和	県独自	◆現場代理人の常駐緩和(復旧・復興工事のみ) ・震災に関連する2千5百万円未満の指定条件を満たす工事で,発注部所が農林水産部,土木部及び企業局の同一部所の工事の場合,現場代理人の常駐義務を緩和し、2件の工事間での兼務を可能としたもの	平成23年6月1日
	予定価格の 適切な算出	価格変動への対応	国通知	◆実勢を反映した公共工事設計労務単価の設定 (全事業) ・毎年4月(年1回)の労務単価の改定を実態を反映し随 時実施 (平成24年2月, 平成24年6月, 平成25年4月, 平成26年2月, 平成27 年2月, 平成28年2月 改定)	平成24年2月20日
		実態に応じた 予定価格 の算出	国通知	◆間接工事費(率計上分)の率補正(全事業) ・共通仮設費1.056倍, 現場管理費1.005倍の割増補正	平成24年3月1日
	事業執行体制 の強化	執行権限の 拡大	県独自	◆地方機関の執行権限の拡大(復旧エ事のみ) ・災害復旧工事について、地方機関の執行権限を1件 1.5億円から3億円まで拡大	平成23年12月28日
平成24年度			国通知	◆復興JV制度の創設(復旧・復興工事のみ) ・県内建設企業の施工力の強化、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保するため、県内建設企業が県外建設企業と共同企業体(復興JV)を結成できる制度を創設したもの	平成24年4月1日
		技術者等の 配置要件の 緩和	国通知	◆主任技術者の配置要件の緩和(全事業) ・現場相互間の間隔が5km程度の場合で, 主任技術者の兼務を可能とするもの	平成24年4月1日
	技術者等の 確保		県独自	◆現場代理人の常駐緩和の拡大(全事業) ・8千万円未満の指定条件を満たす工事で,発注部所が農林水産部,土木部及び企業局の同一市町村内の工事の場合,現場代理人の常駐義務を緩和し,2件の工事間での兼務を可能としたもの	平成24年4月1日
			県独自	・上記金額要件を撤廃 ◆アスファルト舗装工事における下請負制限の一部緩和	平成24年10月15日
		下請負承認 の緩和		(全事業) ・アスファルト舗装工を主体とする工事について,下請負制限をし,自社施工を原則とする発注を行っていたが,下請負制限の一部を緩和し,請負額の5割未満について下請負による施工を認めることとしたもの	

年度	目的		区分	取組内容	佐仁在日口笙
平皮	大別	細別	巨万	以祖內 谷	施行年月日等
平成24年度			国通知	◆施工箇所が点在する工事の間接工事費の算出 (全事業)	
		実態に応じた 予定価格 の算出		・復旧・復興工事を対象として、点在する工事箇所間の 距離が100mを越える工事については、工事箇所ごとに 共通仮設費、現場管理費を算出できるものとしたもの	平成24年7月1日
				・対象を通常事業を含む全ての事業に拡大	平成24年11月26日
	予定価格の 適切な算出		県独自	◆契約締結後における単価適用年月日の変更 (全事業) ・短期的な資材の高騰に対応するため、当初契約締結 後に、契約月の最新の単価に変更し、変更契約を行う もの	平成24年8月20日
		実態に応じた	国通知	◆遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更 (全事業)	平成24年10月1日
		適切な 設計変更		・建設資材の供給不足により、遠隔地から建設資材を 調達せざるを得ない場合に、それに要する増加費用の 設計変更での計上を可能としたもの	
			国通知	◆被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計 変更(全事業)	平成24年11月12日
				・共通仮設費,現場管理費の率計上分を上回る宿泊 費,労働者の輸送費,募集等に要する費用について, 実績変更対象とするもの	
	事業執行体制	執行権限の 拡大	県独自	◆地方機関の執行権限の更なる拡大 (復旧・復興工事のみ) ・災害復旧工事のみの地方機関の執行権限拡大 (1件1.5億円から3億円)だったものを復興工事まで拡 大	平成24年9月1日
	の強化	技術者職員 不足対策	県独自	◆発注者支援業務の活用(全事業) ・積算及び工事監督支援業務の導入	平成24年4月1日
平成25年度			県独自	◆現場施工の着手日を指定した工事における配置技術 者の配置要件の特例(全事業)	平成25年4月1日
				・手持ち工事(県発注工事に限る)の完了が「着手する までの期間」(契約後60日以内)であれば応札可能とし たもの	
	世術者等の	技術者等の 配置要件の 緩和	国通知	◆主任技術者の配置要件の緩和の拡大(全事業) ・主任技術者の兼務を可能とする現場相互間の間隔 を、5km程度から10km程度まで拡大	平成25年10月1日
	技術者等の 確保		県独自	◆現場代理人の常駐緩和の拡大(全事業)	平成25年10月11日
				・兼務要件として対象工事が同一の市町村内であることに限っていたが、同一の市町村でなくとも10km以内の 距離にある場合も兼務を認めることとしたもの	
		入札参加 機会の拡大	県独自	◆同一配置技術者の複数入札エントリーの導入 (全事業) ・複数工事に対し同一人の配置技術者届出を可能とし たもの	平成25年9月1日

年度	目的		区分	取組内容	佐 行任日口笙
+皮	大別	細別	上河	双粒内 谷	施行年月日等
平成25年度		実態に応じた 予定価格 の算出	国通知	◆建設機械の損料補正(全事業)	平成25年7月1日
				・ブルドーザ, バックホウ, ダンプトラックの運転1時間当たり損料を3%割増	>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>
			国通知	◆作業効率に応じた歩掛等の補正(全事業)	平成25年10月1日
				・土工, コンクリートエの日当たり作業量の低下を考慮 し、関係する32工種の歩掛を10%割増補正	
			国通知	◆復興係数の導入(全事業)	平成26年2月3日
				・復興係数による間接工事費の補正(共通仮設費1.5倍, 現場管理費1.2倍)	(第3回 復興加速化会議) (平成26年2月1日 公表)
			国通知	◆単品スライド条項の運用の拡充(全事業)	
	予定価格の			・鋼材類、燃料油に加え、新たに対象としてコンクリート 類を追加	平成25年6月25日
	適切な算出			・一部書類(証明書)の提出を不要とし、手続きを簡素 化	平成26年2月3日
					(第3回 復興加速化会議) (平成26年2月1日 公表)
			国通知	◆労働者宿舎設置に係る設計変更(全事業)	平成25年10月23日
				・労働者の宿泊施設を近隣で確保できず、工事で労働者宿舎を設置する場合、共通仮設費の積上げ分として宿舎の設置・撤去に要する費用を計上できることとしたもの	
			国通知	◆土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の運用(全事業)	平成25年12月1日
				・通常、現場引渡し単価で積算している土砂や砕石等について、供給元で引取する場合、実態を把握の上、必要に応じて実取引にて設計変更できることとしたもの	
	事業執行体制 の強化	執行権限の 拡大	県独自	◆地方機関の執行権限の更なる拡大 (復旧・復興工事のみ)	平成25年9月1日
				・地方機関の復旧・復興工事の執行権限を1件3億円から5億円まで拡大	
		技術者職員不足対策	県独自	◆発注者支援業務の活用の拡大(全事業)	平成25年9月1日
				・総合評価落札方式における施工計画等の技術審査 に係る支援業務を導入	
平成26年度	予定価格の 適切な算出	実態に応じた 予定価格	国通知	◆作業効率に応じた歩掛等の補正の拡充(全事業)	平成26年4月1日
				・土工の日当たり作業量の低下を考慮し、関係する3工種の歩掛を10%割増から20%割増に引き上げ	
			国通知	◆建設機械の損料補正の拡充(全事業)	平成26年4月1日
				・ブルドーザ、バックホウ、ダンプトラックの運転1時間当 たり損料を3%割増から5%割増に引き上げ	
		技術者職員	県独自	◆発注者支援業務の活用の拡大(全事業)	平成26年12月8日
	の強化	不足対策		・図面作成に係る支援業務を導入	

年度	目的		区分	取組内容	施行年月日等
十段	大別	細別	区方	以柏 内台	施1] 平月口寺
平成27年度	技術者等の 確保	技術者等の 配置要件の 緩和	県独自	◆現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例の拡大(全事業) ・手持ち工事(県発注工事に限る)の完了が「着手するまでの期間」(契約後60日以内)であれば応札可能としたものであるが、手持ち工事の対象を、国・市町村等、全ての発注機関に拡大したもの	平成27年4月1日
平成28年度	事業執行体制 の強化	技術者職員 不足対策	県独自	◆発注者支援業務の活用の拡大(全事業) ・調査・設計, 予算要求・事業計画等, 地元説明, 関係機関等の協議, 設計変更などに関する資料のとりまとめ及び作成を行う技術資料作成業務を導入	平成29年2月1日

2. 入札契約制度の的確な運用・改善

(1) 受注者の資金繰り対策

地方公共団体が発注する公共工事に要する経費の前金払の特例として、平成23年4月27日に地方自治法施行規則が改正されたことを受け、被災した多数の建設企業があることを踏まえ、企業の工事着工資金を確実に確保し、資金調達に係る金利負担の軽減、資金繰りの改善、及び労働者や下請企業等への早期の支払い、並びに工事の円滑・適正な施工を確保するため、平成23年6月1日から前金払割合の上限を以下のとおり1割引き上げた。

○建設請負工事:請負代金額の4割以内 → 5割以内

○建設関連業務:契約金額の3割以内 → 4割以内

(2) 入札契約制度の簡素化・迅速化

1)総合評価落札方式への特別簡易型の導入

総合評価落札方式において、震災に関連する復旧・復興工事で技術的難易度がそれほど高くなく3億円未満の工事について、施工計画等の提案を省略した「特別簡易型」を平成23年6月1日から導入し、手続きの簡素化と迅速化を図った。また、「特別簡易型」においては、被災者等の雇用や施工地の地元企業への加点評価も組み込み、被災者等の雇用や地元企業の受注を促進した。

また、平成24年4月1日に適用工事の発注金額を5億円未満まで拡大し、更なる簡素化・迅速化を図った。

2) 低入札価格調査の簡素化・迅速化

低入札価格調査として、調査基準価格を下回った場合であっても、数値的判断基準(失格判断基準額)をクリアしている場合、平成23年6月1日から特例として、誓約書の提出により履行能力確認調査を省略し、改札から落札決定までの迅速化を図った。

これにより、1) で示した「総合評価落札方式への特別簡易型の導入」と合わせて、最大2週間程度の入札契約の迅速化を図った。

3) 最低価格落札方式の適用

原則,総合評価落札方式を適用することとしている一般競争入札について,入札不調の発生率が高い予定価格(税込み)1億円未満の工事に限定して,平成25年4月1日から原則として最低価格落札方式を適用し,入札手続きの簡素化や開札から落札決定までの迅速化を図った。

また、当初は全ての種類の工事に適用させていたが、導入後の入札状況を踏まえ、平成26年9月1日から適用を、依然として入札不調が多い土木一式、建築一式、災害公営住宅に係る電気工事、機械器具設置工事、管工事に限定した。

4) 施工体制事前提出方式 (オープンブック方式) の緩和

従来、オープンブック方式においては、入札時に、予定下請企業とその内訳金額を事前提出することが義務づけており、契約後、正当な理由が無く、入札時に記載した予定下請企業、予定下請金額を変更した場合には、工事成績評定で減点するといったペナルティが課せられることとなっていた。

このことが、震災後の下請業者の確保が困難な状況下において、入札に参加しにくい一因として推察されたことから、適用緩和として、平成24年10月15日から「大規模災害等の不測の事態による下請負人の変更等の場合」を正当な変更理由として明確に位置付け、入札参加機会の拡大を図った。

また、入札不調の発生率が高い予定価格(税込み)1億円未満の工事に限定して、平成25年4月1日からは、工事費内訳書のみの提出(下請負企業と下請金額、労務賃金調書の記入は不要)とし、更なる入札手続きの簡素化を図った。

さらに、平成25年9月1日からは、予定価格(税込み)1億円以上の工事まで同様の適用緩和を拡大した。

(3) 入札不調対策

1) 入札不調案件に対する再入札の簡素化

入札不調の状況として、平成23年9月頃から入札不調の発生率が高くなり始め、11月には40%という高い発生率となった。

そのため、平成23年12月21日からその対策として、「条件付一般競争入札等参加資格条件設定基準の運用」に基づき、地域要件を「県内本社(店)又は営業所を有すること」とした震災関連の工事の発注において、入札不調が発生した場合の再発注に際し、指名競争入札又は随意契約を選択できるものとする運用基準を定め、再発注手続きの簡素化・明確化を図った。

2) 地域要件設定の拡大

県では、従来、地域の建設企業の受注機会を確保するため、入札参加対象業者数の確保を条件(30者以上)として、1億円未満の工事について、事業所の所在地を入札参加条件として付した、地域(複数)ブロック限定型発注を行ってきた。

しかしながら、震災からの復旧・復興工事の増大に伴い、工事の発注量について沿岸部と内陸部で極端な格差が生じることが見込まれることから、円滑な施工確保を図るため、平成24年4月1日から地域(複数)ブロック限定型発注が基本の案件について、復旧・復興工事に限定し、当初発注から県内限定型(県内に本社又は本店を有する業者)を適用できることとした。

3) 等級別発注可能金額の引上げ

発注規模の大型化が見込まれることから、A及びB等級登録者が上位等級工事に入札参加できる複数等級入札を導入し、A及びB等級登録者の受注機会の拡大を図った。

工事種別	土木一式工事				
等 級	А	В			
基本金額	1億円	3千万円			
引上げ後	3 億円	1 億円			

表 4-9 等級別発注可能金額の引上げ

(4) 計画的な入札参加の促進

1) 「発注見通し」の公表頻度の見直し等

毎年度2回(4月, 10月)公表している「発注見通し」について、公表頻度を、平成24年度から4回(4月,7月,10月,1月)に拡大し、常に最新の情報提供を行うことにより、計画的な入札参加や受注の促進を図った。

また、平成25年10月1日からは、5億円以上の工事について、県競争入札委員会終了後、入札公告の1週間前に、ホームページにより、入札公告を予告することとした。

さらに、土木部独自の取組として、WTO 対象工事、発注者支援業務については、大型入札案件であることから、より計画的に入札参加してもらうため、平成25年度から、次年度発注予定の案件を前年度に前倒し(4月から2月に前倒し)して「発注見通し」を公表した。また、この前倒し公表については、平成26年度から、公表対象をWTO 対象工事から5億円以上の工事に拡大し、大型入札案件の更なる計画的な入札参加の促進に努めた。

(5) 震災貢献に対する評価

1)総合評価落札方式における東日本大震災での対応実績の加点評価の導入

総合評価落札方式において、発災直後から応急復旧に取組んだ企業を評価するため、震災に係る特例 措置として、東日本大震災での災害対応について加点評価する仕組みを創設した。

3. 施工確保対策

(1) 技術者等の確保

- 1) 技術者等の配置要件の緩和
- ① 現場代理人の常駐緩和

工事請負契約書において,現場代理人の現場常駐を義務づけているが,膨大な復旧・復興工事を円滑に進めるためには,技術者の確保に向け,数限りのある技術者を有効に活用するとともに,技術者の不足に起因する入札不調へ対応を図ることが急務であった。

そのため、平成23年6月1日から、震災関連の2,500万円未満の指定条件を満たす工事で、発注部所が農林水産部、土木部及び企業局の同一部所発注の工事の場合、現場代理人の常駐義務を緩和し、2件の工事間での兼務を可能とした。

また、平成24年4月1日からは、常駐緩和を拡大し、震災関連に加え、通常事業も対象とし、8千万円未満の指定条件を満たす工事で、発注部所が農林水産部、土木部及び企業局の同一市町村内の工事の場合、2件の工事間での兼務を可能とするとともに、同年10月15日には、金額要件を徹底し、更なる常駐緩和の拡大を図った。

さらに、国により、主任技術者の兼務可能な現場間距離が10kmと示されたことに合わせて、平成25年10月11日から、同一の市町村でなくても10km以内の距離にある場合も兼務を認めることとした。

② 主任技術者の配置要件の緩和

建設業法においては、請負代金額が2,500万円(建築一式は5,000万円)以上の場合、主任技術者は現場毎に専任で配置する必要があるが、膨大な復旧・復興工事を円滑に進めるためには、現場代理人と同様に、配置技術者の確保に向け、数限りのある技術者を有効に活用するとともに、技術者の不足に起因する入札不調へ対応を図ることが急務であった。

そのため、国通知(平成 24 年 2 月 20 日付け 国土建第 265 号 国土交通省土地・建設産業局建設産業課長通知)に基づき、平成 24 年 4 月 1 日から、通常事業も含めた全事業を対象に、発注者を問わず現場間の距離が 5 km 程度の場合、原則 2 件程度までの主任技術者の兼務を可能とした。

また,技術者不足の状況が続いていたことから,国通知(平成25年9月27日付け国土建第162号国土交通省土地・建設産業局建設産業課長通知)に基づき,平成25年10月1日から,兼務可能となる現場間距離を10km程度までに拡大した。

③ 復興 J V 制度の創設

不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することにより、復旧・復興工事の円滑な施工を確保するため、国が、新たな共同企業体の制度として、被災県内の建設企業が代表者となり、県内外の建設企業と共同し、その施工力を強化するために結成される共同企業体「復旧・復興建設工事共同企業体方式(復興 J V)」を創設(平成 24 年 2 月 29 日付け 国土入企第 34 号 国土交通省土地・建設産業局建設産業課長通知)したのを受け、本県においても、これに基づき、平成 24 年 4 月 1 日から同制度の導入を図った。

」の構築

第

④ 現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例

工事着手日については、工事特記仕様書に定めのある場合など、特別の事情がない限り、工事請負契 約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならないとしている。

しかし、復旧・復興工事の本格化による労務資機材不足のため、通常の30日以内の工事着手が困難 な状況となったことから業界団体等より改善の要望がなされていたものである。

このため、平成25年4月1日から、受注者の施工体制確保(下請負業者、労働者、技術者)及び建 設資材等の確保を図るため,契約から 60 日以内で発注者が指定する日までは工事着手を要しない「着 手日を指定した工事 | を導入し、円滑な施工体制の確保を図るとともに、入札時の配置予定技術者に手 持ち工事(県発注工事に限る)がある場合においても、その工事完了が、工事に着手するまでの期間で あれば、応札を可能としたものである。

また、平成27年4月1日からは、工事着手までの間の配置技術者を兼ねることができる手持ち工事 の対象を、県発注工事に限定していたものを、国、市町村等、全ての発注機関の工事に拡大した。

2) 下請負承認の緩和

① アスファルト舗装工事における下請負制限の一部緩和

建設工事における一括下請負禁止への適切な対応の観点から,アスファルト舗装工を主体とする工事 については、下請負制限をし、自主施工を原則とする発注を行っていたところであるが、震災からの復 旧・復興工事の増大に伴い、舗装工事の入札不調が増加したことから、平成24年7月30日から、下請 負制限の一部を緩和し,請負額の5割未満については,下請負による施工を認めることとした。

3) 入札参加機会の拡大

① 同一配置技術者の複数入札エントリーの導入

膨大な復旧・復興工事に伴う技術者不足等の課題に対応するため、従来は同一配置技術者の複数入札 へのエントリーを認めていなかったものを,平成 25 年 9 月 1 日から複数工事に対して同一配置技術者 での入札参加を可能とした。

なお、複数の工事で落札候補者となった場合は、「落札候補者の辞退」を認めることとした。

(2) 予定価格の適正な算出

- 1) 価格変動への対応
- ① 実勢を反映した公共工事労務単価の設定

復旧・復興工事の本格化により、工事量が急増した事に加え、震災前の建設産業の縮小傾向による技能者の減少等の影響も重なり、設計労務単価と実勢労務単価に乖離が生じ、適時的確な労務単価の見直 しが必要となった。

このため、被災3県及び仙台市とで、国に対して、適時的確な労務単価の改定の要望を行い、これにより、従来、毎年4月(年1回)の労務単価の改定だったものが、実勢を反映し随時実施(平成24年2月、平成24年6月、平成25年4月、平成26年2月、平成27年2月、平成28年2月、平成29年3月)されるとともに、適正な単価に引き上げされたものである。

具体的には、平成25年度の労務単価においては、平成25年3月に国土交通省から、平25年度公共工事設計労務単価のポイントとして、「労働市場の実勢価格の適切な反映」、「法定福利費相当額の反映」、「入札不調の増加に応じた機動的な単価の引き上げ」が示され、これらの対応として労務単価は、全国的に引き上げられ、全職種平均で前年度比15.1%、被災3県でみると21.0%引き上げられた。

2) 実態に応じた予定価格の算出

① 間接工事費(率計上分)の率補正

震災からの復旧・復興事業の本格化に伴い、被災地域内の地元建設企業だけでは必ずしも十分な施工 体制を確保できず、被災地域以外からの現場労働者の確保が進むと考えられ、現場労働者に係る「宿泊 費」、「労働者の輸送に要する費用」、「募集及び解散に要する費用」について、現行積算基準による積算 では乖離が生じることが想定された。

そのため、国通知(平成 24 年 2 月 29 日付け 国土入企第 38 号 国土交通省土地・建設産業局建設産業課長通知)に基づき、平成 24 年 4 月 1 日から、それに見合う間接工事費(率計上分)として、共通仮設費を 1.056 倍、現場管理費を 1.005 倍と率補正を行い、労務者確保に係る費用を計上した。

② 施工箇所が点在する工事の間接工事費の算出

膨大な復旧・復興事業を効率的に執行するためには、ある一定の区域において、点在する施工箇所を 一括して一つの工事として執行する必要があったが、施工箇所が点在する工事の場合、共通仮設費及び 現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が生じ、入札不調の原因となることが懸念された。

そのため、国通知(平成24年6月28日付け 国土入企第10号 国土交通省土地・建設産業局建設産業課長通知)に基づき、平成24年7月1日から、復旧・復興工事を対象として、点在する工事箇所間の距離が100mを超える工事については、工事箇所ごとに共通仮設費、現場管理費を算出できるようにした。

また、同年11月26日からは、工事対象を通常事業を含む全ての事業に拡大した。

第

③ 建設機械の損料補正

国の実態調査により、東日本大震災の被災地で使用する建設機械の一部において、標準的な施工条件での使用に対して維持管理費が嵩んでいることが判明したことから、国通知(平成25年3月25日付け国総公第153号 国土交通省総合政策局公共事業企画調整課長通知)に基づき、平成25年7月1日から、ブルドーザー(リッパ付ブルドーザーを除く)、バックホウ、ダンプトラック(建設専用ダンプトラック除く)について、運転1時間当たりの損料を3%割増しすることとした。

また、平成26年4月1日には、国が割増率を5%に引き上げたのに合わせて、同様の割増率の引き上げを行った。

④ 作業効率に応じた歩掛等の補正

膨大な復旧・復興事業に伴う工事量の増大により、資材やダンプトラック等の不足で現場の生産性が 低下している状況が見受けられた。

そのため、国において、被災3県における施工実態調査を実施し、その結果により日当たり作業量の低下を確認した「土工」、「コンクリート工」に関係する32工種について、日当り作業量を10%補正した歩掛を策定した。そのことを受け、本県においても国と同様に、平成25年10月1日付けの施行で、歩掛の補正を行った。

また、平成26年4月1日には、国が「土工」の更なる作業性の低下を考慮し、関係する3工種の日当り作業量の補正を10%から20%に変更したのに合わせて、同様の補正を行った。

⑤ 復興係数の導入

膨大な復旧・復興事業に伴う工事量の増大により、資材やダンプトラック等の不足で現場の生産性の低下が生じていることから、「④作業効率に応じた歩掛等の補正」に示している日当り作業量の低下に加え、間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)についても、現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認された。

このため、平成26年2月1日開催の第3回復興加速化会議(国土交通省主催)において、復興係数として、間接工事費(率計上分)の共通仮設費を1.5倍、現場管理費を1.2倍とすることが打ち出され、本県においても同様に平成26年2月3日から復興係数の導入を行った。

なお、「①間接工事費(率計上分)の率補正」で示した平成24年4月1日からの労働者確保に関する間接工事費(率計上分)の率補正については、復興係数の導入に伴い廃止となった。

3) 実態に応じた適切な設計変更

① 契約締結後における単価適用年月日の変更

震災からの復旧・復興工事の本格化に伴い、特定の資材が短期間に高騰し、積算時点で設定している 設計単価と工事請負契約締結時点での資材価格に差が生じてきたとともに、その解消について業界団体 等から要望されたことなども踏まえ、平成24年8月20日から、当初契約締結後に単価適用年月を契約 月に変更し、設計変更として取り扱うこととした。

また、このことを踏まえ、平成25年5月7日から、予定価格の算出に当たり、発注(公告)月の単価適用としていたものを、公告前月の単価適用とし、積算や設計書の照査の期間を確保することにより、違算等による公告中止や契約後のトラブル等の防止を図った。

さらに、WTO対象工事については、通常工事に比べ、入札公告までの事務手続きや積算及びその確認に時間を要することから、平成26年6月2日から、入札公告の2ヶ月前の単価を適用することとし、制度の拡充を図った。

② 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

震災からの復旧・復興工事の本格化に伴い、特定資材の供給不足が生じ、受注者が、不足する建設資材を遠隔地から調達する状況が発生したことから、国通知(平成24年6月28日付け国土入企第10号国土交通省土地・建設産業局建設産業課長通知)に基づき、平成24年10月1日から、受注者が建設資材を安定的に確保するため、遠隔地から建設資材を調達せざるを得ない場合に、それに要する購入費及び輸送費を設計変更で計上できることとした。

③ 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

「2) ①間接工事費(率計上分)の率補正」に示したように、平成24年4月1日から、間接工事費(率計上分)として、労務者確保に係る費用を計上したものであるが、国通知(平成24年6月28日付け 国土入企第10号 国土交通省土地・建設産業局建設産業課長通知)に基づき、平成24年11月12日から、共通仮設費、現場管理費の率計上分を上回る宿泊費、労働者の輸送費、募集等に要する費用について、実績変更できることとした。

④ 単品スライド条項の運用の拡充

県発注の工事においては、平成20年7月14日に工事請負契約書第25条第5項の規定の運用、いわゆる「単品スライド条項」の運用基準を定め、価格高騰の著しい「鋼材類」と「燃料油」の2品目を対象に運用を図ってきたところであるが、復旧・復興工事の増加に伴い、コンクリート類についても価格高騰の恐れがあったことから、国がコンクリート類の運用を平成25年3月29日に定めたのを受け、本県においても同年6月25日から、新たににコンクリート類を対象品目に追加した。

また、単品スライドは、通常、搬入月毎の数量と材料単価を把握するため、証明書類(納品書、領収書等)をとりまとめる必要があるが、平成26年2月1日開催の第3回復興加速化会議(国土交通省主催)において、実勢単価等を官積算により算出することで、証明書類のとりまとめ・提出を不要とすることを打ち出したのを受け、本県においても同様に平成26年2月3日から手続きの簡素化を図り、受発注者双方の負担の軽減を図った。

」の構築

第

⑤ 労働者宿舎設置に係る設計変更

震災からの復旧・復興事業の進捗に伴う宿泊需要の急増や、宿泊施設の被災等により、復旧・復興事 業の労働者の宿泊施設が近隣で確保できない地域が生じてきたことから、新たに労働者の宿舎を確保す るため、国通知(平成 25 年 2 月 25 日付け 国土入企第 32 号 国土交通省土地・建設産業局建設産業課 長通知)に基づき、本県においも労働者宿舎設置に関する要領を定め、平成25年10月23日から、共 通仮設費の積上げ分として、宿舎の設置・撤去に要する費用を計上できることとした。

⑥ 土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の運用

積算における資材の設計単価は、土木工事標準積算基準書等に基づき、「物価資料等を参考として、 買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額」とし、現場持ち込み価格 (現場着単価)を採用していたところであるが、土砂、砕石、捨石、被覆石等については、設計と実取 引で乖離が生じてきたことから、国の運用方針を受け、本県においても運用を定め、平成25年12月1 日から、建設資材の調達条件(現場持込若しくは供給元引渡)について受注者との協議により、必要に 応じて実取引に基づき変更契約できることとした。

(3) 事業執行体制の強化

- 1) 執行権限の拡大
- ① 地方機関の執行権限の拡大

仙台土木事務所以外の地方公所における工事執行可能上限額が1.5億円であったことから、本庁執行 とした場合、地方公所発注と比べ約4週間程度の日数を必要とするため、早急な工事執行に向け地方公 所の執行権限の拡大が必要であった。

そのため、平成23年12月28日から、東日本大震災の復旧工事に限り、地方公所における執行可能 額を 1.5 億円から 3 億円に引き上げを行った。(仙台土木事務所及び各地方ダム総合事務所を除く。)

また、平成24年度には、復興事業が本格化したことから、平成24年9月1日から、対象となる事業 に復興事業を追加した。(各地方ダム総合事務所除く。)

さらに、平成 25 年度には、復旧・復興工事の発注が更に拡大したことに対応するため、平成 25 年 9 月1日から、上限額を3億円から5億円に引き上げを行った。(各地方ダム総合事務所除く。)

2) 効率的な工事発注

① 発注ロットの拡大

従来、地域建設企業の受注機会の確保を図るため、大型工事案件においては、支障のあるものを除き、工区分割して、小割に工事を発注する措置がとられてきた。しかし、膨大な復旧・復興を円滑に進めるためには、発注者側の事務負担の軽減、受注者側の技術者不足等への対応が不可欠であることから、WTO 対象工事の積極的な採用をはじめとして、できる限りの発注ロットの拡大を図ることとした。その結果として、震災前の平成22年度には、10億円以上の工事が1件(WTO案件無し)だったものが、大型案件の発注のピークであった平成26年度においては、10億円以上の工事が108件、そのうちWTO案件が32件という執行状況であった。

また, この発注ロットの拡大と「(ア) 執行権限の拡大」で示した事務委任額の引き上げにより, 震災前の平成 22 年度では 0.3 億円/件であった平均発注額が, 平成 23 年度 0.6 億円/件, 平成 24 年度 1.2 億円/件, 平成 25 年度 1.8 億円/件, 平成 26 年度には 27 億円/件まで拡大した。

工事契約件数については、平成22年度の1,651件に対し平成26年度は1,389件と、契約金額が497億円から3,698億円と約7倍となったにもかかわらず件数が抑えられ、事務負担の軽減が図られたとともに、件数の減少により、受注者側の技術者不足への対応に効果があったと考えられる。

3) 技術職員不足対策

① 発注者支援業務の活用

膨大な震災からの復旧・復興工事の迅速かつ円滑な執行を図るため、絶対的に不足する技術職員への対応として、自治法派遣職員、任期付職員等での対応に加えて、平成24年4月1日から外部委託により積算業務及び工事監督業務を補助する発注者支援業務を導入した。

平成25年度には、県内各市町村の復旧・復興工事も本格化し、大規模工事において、発注前の関係機関等との協議・調整の煩雑化が見込まれたため、これらの協議調整業務を「施工前段階業務」と位置づけプロポーザル方式により実施した。

また、発注ロットの拡大に伴い、本庁執行案件が急増したことに対応するため、平成25年9月1日から、総合評価落札方式の施工計画等の審査を支援する業務として「技術審査支援業務」を新たに追加した。

加えて、設計図の一部修正等が必要な場合の「図面作成業務」についても、平成26年12月8日から、新たに追加した。

さらに、ピークを向けた復旧・復興工事に対応するため、平成29年2月1日から、調査・設計、予算要求・事業計画等、地元説明、関係機関等の協議、設計変更などに関する資料のとりまとめ及び作成を行う技術資料作成業務を導入し、マンパワー不足の解消に努めた。

第3項 建設資材の安定確保に向けた取組

膨大な復旧・復興事業を円滑に進めるためには、建設資材の安定確保が不可欠である。そのため、関係機関、業界団体等の相互の情報共有や、それらが一体となった需給調整を図るとともに、生コンクリートなどの主要資材の安定供給に向けた取組を実施し、復旧・復興事業の施工確保に努めた。

1. 建設資材の確保

(1) 建設資材対策東北地方連絡会

震災からの復旧・復興工事の本格化に伴い、生コンクリートなどいった一部建設資材において、需給のひっ迫及び価格の高騰が生じ、復旧・復興工事の進捗に大きな支障が生じる状況になったことから、平成5年に設立された建設資材対策東北地方連絡会(東北地方整備局を事務局に、国、都道府県、政令市、独立行政法人、建設業団体、資材団体等で構成)を活用し、建設資材の需給の見通しの情報共有等を図った。なお、当連絡会は、震災後、平成23年7月26日を最初に現在まで計15回の会議を開催している。

また、これを受け、県内の建設資材の安定供給のため、平成24年5月23日に、県を事務局とした建設 資材対策東北地方連絡会宮城県分会(以下、「宮城県分会」)を設立し、さらに沿岸3地区(仙台、石巻、 気仙沼)に地区連絡会議を設置した。

宮城県分会では、県内の建設資材の動向や需給の見通し等を情報共有し、安定供給に向けた連携や調整、地区連絡会議においては、それらの基礎となる調査や、個別の調整等を行った。

また、宮城県分会においては、県内発注機関及び資材の生産者を対象とした需給調査をもとに、需要量が供給量を上回る需給ギャップが認められた生コンクリート、砕石、砂、捨石、アスファルトを対象に、ギャップを解消するための「建設資材供給安定確保対策計画」を平成25年5月に策定し、建設資材の安定供給に努めてきた。

(2) 公共関与型生コンクリート仮設プラント事業

震災からの復旧・復興事業の本格化に伴い,需要量が供給量を上回る需給ギャップが喫緊の課題となっていた生コンクリートの安定供給について,「(1)建設資材対策東北地方連絡会」で示した「建設資材供給安定確保対策計画」を踏まえ,気仙沼及び東部土木事務所管内において,民間事業者が県との協定に基づき,生コンクリートの仮設プラントを設置し,指定された複数の災害復旧工事に生コンクリートを供給することとした。

事業スキームとしては、企画提案募集により決定した民間事業者が自らプラントを建設し、運営管理、 撤去等を行い、その事業に要する総費用を指定された工事(指定工事)への生コンクリート販売代金で回 収することとした。

仮設プラントは、東部、気仙沼土木事務所管内に各2基の計4基設置し、プラント毎に生コンクリート を供給する災害復旧工事(県・市町の河川・海岸・港湾・漁港等)を指定した。

<経緯>

仮設プラント事業については、建設資材対策東北地方連絡会において生コンクリート不足への対策の必要性が指摘され、その後、平成25年1月に国土交通省土地建設産業局建設市場整備課から、仮設プラント設置スキームの提案があったものである。その後、県からも案を提示しながら、同省水管理国土保全局防災課も含めた国の関係機関や宮城県分会などとの意見交換や協議を重ね、複数の案を比較検討の上、「建設資材供給安定確保対策計画」を踏まえ、同年7月に事業スキームを決定した。

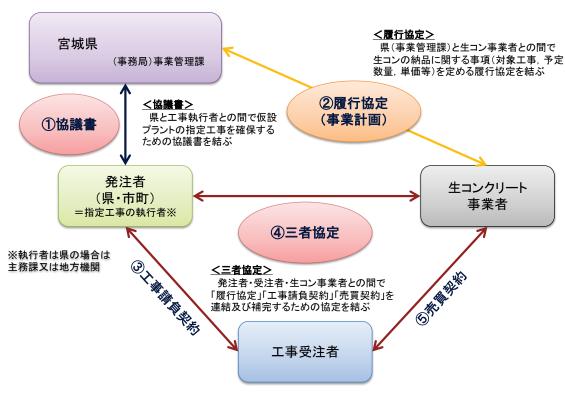


図 4-11 仮設プラント事業スキーム

最終的な事業者決定及び協定締結までの過程は以下のとおり

- ・(平成25年9月1日) 仮設プラント設置事業 企画提案書の募集応募登録受付期間 平成25年9月13日~平成25年10月2日
- 企画提案書の受付 平成 25 年 10 月 3 日~平成 25 年 10 月 4 日
 - ・(平成 25 年 10 月 15 日) 仮設プラント設置事業候補者選定委員会
 - ・(平成 25 年 10 月 18 日) 仮設プラント設置事業 最優秀企画提案者の決定
 - ・(平成 25 年 11 月 13 日) 仮設プラント設置事業 履行協定の締結

<事業の概要>

表 4-10 事業の概要

■事 業 主 体 : 民間事業者(公募により企画提案書の提出を求め、県が選定)

■事業内容:事業者は県等との協定に基づき,自らプラント建設,運営管理・撤去等を行い,

その事業に要する総費用を指定された工事(指定工事)への生コンクリート販売

代金で回収

■事業実施場所 : 4箇所

[気仙沼土木事務所管内] ①気仙沼市本吉地区

②南三陸町志津川 - 戸倉地区

〔東部土木事務所管内〕 ③石巻市北上·雄勝地区

④石巻市牡鹿地区

■プラントの規模: 年間出荷能力 6~7万m3/箇所

■指 定 工 事 : 対象地区ごとに10~20箇所程度の災害復旧工事

を指定(県・市町の河川・海岸・漁港等の工事)

■指定工事事業期間 : 平成26年度から平成28年度まで ■プラント稼働開始時期 : 平成26年7月以降順次稼働

(当初計画)

①本吉

④牡鹿

②志津川戸倉 🍎

③北上雄勝 ●

事業地区名	①気仙沼市 本吉地区	②南三陸町 志津川·戸倉地区	③石巻市 北上·雄勝地区	④石巻市 牡鹿地区	
事業者 (所 在 地)	北部生コン (株)気仙沼	≹川字大久保7−1) ンクリート ソ生コン ∮田レミコン(株) クリート(株)	石巻地区生コンクリート連合体 (石巻市鹿又字道的前335) 【代表者】富士生コンクリート(株) 【構成員】(株)オナガワ 石巻カイハツ生コンクリート(株) (株)トウブ石巻 (株)平成生コンクリート		
プラント設置場所 気仙沼市本吉町 二十一浜地内		本吉郡南三陸町 戸倉字戸倉地内	石巻市雄勝字 雄勝地内	石巻市大谷川浜 二重坂地内	
総供給量	210千m³	210千m ³	210千m³	180千m ³	
指定工事件数	19件	20件	13件	27件	
生コンクリート単価 (18-8-40-60%)※	1 26 450⊞ /m°		28,700円/m³	28,900円/m ³	
出荷開始日 H26.7.16		H26.9.3	H26.8.25	H26.7.24	

[※]単価は規格毎に異なるが、ここでは、使用量の多い規格(18-8-40-60%)の単価を示す。



図 4-12 生コン供給エリアイメージ (気仙沼土木事務所管内)



図 4-13 生コン供給エリアイメージ (東部土木事務所管内)

等

<各仮設プラントの稼動状況>

(気仙沼市本吉地区)

(事業者) 気仙沼・南三陸復興生コンJV

公共関与型プラント出荷開始 : 平成26年 7月16日

- ○平成26年7月から平成27年11月末まで,大谷地区 海岸災害復旧工事など9工事に約32,000m³を 製造出荷
- ○今後は指定工事の本格化により, 約6, 000m³/月 を製造出荷予定



大谷地区海岸災害復旧工事 「消波ブロックコンクリート打設状況」

(南三陸町志津川・戸倉地区)



公共関与型プラント出荷開始 : 平成26年 9月 3日

(事業者) 気仙沼・南三陸復興生コンJV

- 〇平成26年9月から平成27年11月末まで, 折立川河川 災害復旧工事など14工事に約20, 000m3を製造出荷
- ○今後は指定工事の本格化により、約6,000m3/月を 製造出荷予定



折立川河川災害復旧工事 「場所打ち杭コンクリート打設状況」

(石巻市北上・雄勝地区)



(事業者) 石巻地区生コンクリート連合体

公共関与型プラント出荷開始 : 平成26年 8月25日

- ○平成26年8月から平成27年11月末まで, 白浜地区 海岸災害復旧工事など10工事に約34, 000m³を製 造出荷
- ○今後は指定工事の本格化により, 約6, 000m³/月を製造出荷予定



白浜地区海岸災害復旧工事 「場所打ち杭コンクリート打設状況」

(石巻市牡鹿地区)



(事業者) 石巻地区生コンクリート連合体

公共関与型プラント出荷開始 : 平成26年 7月24日

- ○平成26年7月から平成27年11月末まで、狐崎漁港 北防波堤災害復旧工事など15工事に約30,000m³ を製造出荷
- ○今後は指定工事の本格化により、約5,000m3/月 を製造出荷予定



狐崎漁港北防波堤災害復旧工事 「防波堤コンクリート打設状況」

<履行協定の変更>

履行協定には、指定工事、事業期間、数量、単価を示しており、それらの変更の要因となるものは、指 定工事の需要見通しであり、当初予定からそれらに変更が生じる場合には、指定工事の入れ替えも含めて 協定の変更が必要となる。

そのような前提条件のなか、仮設プラント稼動前に当初予定の指定工事に工程の遅れが生ずることが判明したことから、円滑な本事業の執行を図るために、指定工事の入れ替えを実施し、平成26年7月1日に、第1回の履行協定の変更を行った。

その後、当初の需要見通しと実績が大幅に乖離してきたことから、事業期間、事業費及び単価、指定工事等について見直しが必要となり、平成28年3月31日に第2回の履行協定の変更を行った。各プラントの変更内容は以下のとおり

衣 +* II 腹门励にの友実帆女							
		気仙沼市 本吉地区	南三陸町 志津川・戸倉地区	石巻市 北上·雄勝地区	石巻市 牡鹿地区		
	当初協定	14件	27件	13件	20件		
指定工事	第1回変更	19件	20件	<i>II</i>	27件		
	第2回変更	11	26件	31件	28件		
	当初協定	平成25年度から 平成27年度まで	平成25年度から 平成27年度まで	平成25年度から 平成27年度まで	平成25年度から 平成27年度まで		
指定工事 事業期間	第1回変更	"	"	"	"		
	第2回変更	平成25年度から 平成30年3月31日	平成25年度から 平成30年9月30日	平成25年度から 平成31年3月31日	平成25年度から 平成30年3月31日		
	当初協定	210,000m ³	210,000m ³	210,000m ³	180,000m ³		
予定数量	第1回変更	//	//	//	//		
	第2回変更	187,393m ³	231,655m ³	237,294m ³	164,518m³		
	当初協定	24,650円/m³	28,500円/m³	28,700円/m³	28,900円/m³		
単価	第1回変更	"	"	"	"		
平IIII (18-8-40-60%の場合)	第2回変更	平成27年度まで 24,650円 / m ³ 平成28年度から 36,050円 / m ³	平成27年度まで 28,500円/m ³ 平成28年度から 35,200円/m ³	平成27年度まで 28,700円/m ³ 平成28年度から 34,600円/m ³	平成27年度まで 28,900円/m ³ 平成28年度から 39,100円/m ³		

表 4-11 履行協定の変更概要

<事業管理体制>

当事業において、4箇所の仮設プラントからの円滑な生コンクリートの供給に向け、仮設プラント生コンクリートの需給見通しの把握、指定工事の発注機関と仮設プラント事業に係る県担当部署との情報共有及び調整を図るため、平成27年12月22日に、指定工事の発注機関で構成する「生コンクリート仮設プラント連絡協議会」を、気仙沼地区、石巻地区の2地区に設置した。

また、合わせて、指定工事の発注機関に、指定工事の受注企業、仮設プラント事業者を加えた構成で、協議調整が必要となる事項の調査、供給スケジュールの調整などを行う当会の「分会」を両地区に設置した。

さらに、当事業の事業計画及び進行管理等、事業全般についての調整及び方針を決定するため、平成28年4月15日に、指定工事の発注機関、仮設プラント事業者の上位職で構成する「生コンクリート仮設プラント設置事業調整会議」を、気仙沼地区、石巻地区の2地区に設置した。合わせて、事業計画と需給状況の進捗を踏まえた事業計画等に係る課題及び対応策の検討を行う当会の「事務局会議」を両地区に設置した。

(3) 建設土砂の確保・調整

<盛土材確保に向けた枠組み>

震災からの復旧・復興事業において、国、市町村を含めて約5,000万 m^3 という大量の盛土材の確保が必要となった。

盛土材は原則として工事間での需給調整や土取場からの購入により、県及び市町が各々確保することが 前提となる。しかしながら、盛土材の供給量には限りがあることから、不足した際には復旧・復興事業の 進捗に影響することや無秩序な土取場設置による乱開発が危惧された。

このため、土取場候補地選定の考え方、連絡調整会議の設置等を示した「東日本大震災復旧・復興事業 に伴う盛土材確保に係るガイドライン(案)」を平成24年9月10日に策定した。

このことを踏まえ、盛土材を安定して確保し、必要となる許認可などの迅速化及び盛土材の需給調整を行うため、同じく平成24年9月10日に、県庁内関係各課等で構成する「震災復興に伴う盛土材連絡調整会議」を設置した。合わせて、沿岸土木事務所管内毎に市町村も加えた「震災復興に伴う盛土材市町村連絡会議」(以下、「連絡会議」)を設置し、市町村も含めた盛土材の全体的な需給調整を図った。

また、盛土材の需給調整に当たっては、「事業間での調整」、「民間土取場の利用」、「民間開発地との調整」、「広域的な資源調整の活用」、「公的土取場の活用」といった選択肢があることから、それらを選択するに当たっての基本的な考え方や、公的土取場の設置に向けた、候補地の選定方法、民有地の場合の取扱い、費用の考え方を明確に示した「東日本大震災復旧・復興事業に伴う盛土材確保に係る調整方針」を平成25年2月に策定し、連絡会議等を活用のうえ、円滑な盛土材の確保に努めた。

平成25年3月の段階では、盛土必要量約7,000万m³に対して、供給可能土砂が約5,000万m³と約2,000万m³の不足土の状況であったことから、公的土取場の設置を検討していたが、盛土必要量を精査のうえ、民間土取場の拡大、再資源化したがれきなどの有効活用、事業間での土砂の需給調整を積極的に行うことにより、平成25年9月の段階で、盛土必要量約5,300万m³に対して、約5,700m³の供給可能土砂を確保することができ、最終的には公的土取場の建設を回避することができた。